

諮問日：平成31年4月12日（平成31年度（情）諮問第1号）

答申日：令和元年10月18日（令和元年度（情）答申第14号）

件名：長崎地方裁判所佐世保支部における特定の事件が終了した事実が分かる文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「長崎地方裁判所佐世保支部平成22年（ヨ）第3号事件の終了した事実がわかる書類」の開示の申出に対し、長崎地方裁判所長が、「長崎地方裁判所佐世保支部平成22年度保全命令事件簿」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、長崎地方裁判所長が平成30年12月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断に対し、苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、個人識別情報（氏名、ちょう用印紙額、添付収入印紙額及び裁判所職員の印影）及び公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名、ちょう用印紙額、添付収入印紙額等）が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び2号イに定める不開示情報に

相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年8月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分は、民事保全事件の当事者名（氏名又は法人の名称。当事者の地位を受継した者を含む。）、ちょう用印紙額及び添付収入印紙額並びに裁判所職員の印影であると認められる。

そして、本件不開示部分のうち当事者名については、個人の氏名は個人識別情報（法5条1号）に、法人の名称は公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同条2号イ）に相当すると認められる。

また、本件不開示部分のうち、ちょう用印紙額及び添付収入印紙額については、これらの額から申立ての内容が一定程度推知され得ることからすれば、個人識別情報（同条1号）又は公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同条2号イ）に相当すると認められる。

さらに、本件不開示部分のうち裁判所職員の印影については、同条1号に規定する個人識別情報と認められる。

なお、本件不開示部分のうち上記のとおり個人識別情報に相当する部分について、いずれも同条1号イからハマまでに相当する事情は認められない。また、個人識別情報に相当する上記のちょう用印紙額及び添付収入印紙額について、取扱要綱記第3の2に定める部分開示を相当とする事情もうかがわれない。

したがって、本件不開示部分は、同条1号及び2号イに規定する不開示情報

に相当する。

- 2 以上のおり，原判断については，本件不開示部分が法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人